

《食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律》

(食鳥処理の事業の許可)

第三条 食鳥処理の事業を営もうとする者は、食鳥処理場ごとに、当該食鳥処理場の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

(認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥検査の特例)

第十六条 一の食鳥処理場において食鳥処理をしようとする食鳥の羽数が政令で定める数以下である食鳥処理業者は、当該食鳥に係る第五項の確認に関し、その確認の方法その他厚生労働省令で定める事項を記載した確認規程を作成し、これを都道府県知事に提出して、その確認規程が厚生労働省令で定める基準に適合する旨の認定を受けることができる。

- 2 前項の認定を受けた食鳥処理業者(以下「認定小規模食鳥処理業者」という。)は、確認規程を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。
- 3 認定小規模食鳥処理業者のその認定に係る食鳥処理場における食鳥処理については、前条第一項から第三項までの規定は、適用しない。
- 4 認定小規模食鳥処理業者は、その認定に係る食鳥処理場において食鳥処理をする食鳥の羽数が政令で定める数を超えない範囲内で食鳥処理をしなければならない。
- 5 認定小規模食鳥処理業者は、その認定に係る食鳥処理場における食鳥処理に際し、厚生労働省令で定めるところにより、食鳥処理衛生管理者に、食鳥の生体の状況、食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況(次条第三号から第五号までに規定する食鳥とたいを譲り受けた場合にあつては、内臓を摘出した当該食鳥とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況)について、確認規程(第二項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に定める方法に従って、厚生労働省令で定める基準に適合するか否かの確認をさせなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の確認に係る事項が同項の厚生労働省令で定める基準に適合していなかった場合であつて当該確認を行った食鳥処理衛生管理者に引き続き同項の確認を行わせることが適当でないとき、認定小規模食鳥処理業者に対し、その解任を命ずることができる。
- 7 認定小規模食鳥処理業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第五項の確認の状況を、都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 認定小規模食鳥処理業者が確認規程を廃止する旨を都道府県知事に届け出たとき

は、当該認定は、その届け出た日の属する年の翌年の四月一日(その届け出た日が一月から三月までに属するときは、その年の四月一日)までの間で当該都道府県知事の定める日にその効力を失う。

- 9 都道府県知事は、認定小規模食鳥処理業者に対し、第五項の確認の適正な実施のため必要な技術的な指導及び助言を行うものとする。

《食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令》

(法第十六条第一項の政令で定める数)

第二十二條 法第十六条第一項の政令で定める数は、食鳥処理業者(法第六条第一項に規定する食鳥処理業者をいう。以下同じ。)が法第十六条第一項の認定を受けようとする日の属する年度(その年の四月一日からその年の翌年の三月三十一日まで(当該認定を受けようとする日が一月から三月までに属するときは、その年の前年の四月一日からその年の三月三十一日まで)の間をいう。)において三十万とする。ただし、食鳥処理業者が当該年度において法第三条の許可を受けた場合にあっては、二万五千に当該許可を受けた日の属する月から当該年度の三月までの月数(当該許可を受けた日の属する月が三月であるときは、一とする。)を乗じて得た数とする。

(法第十六条第四項の政令で定める数)

第二十三條 法第十六条第四項の政令で定める数は、食鳥処理業者が同条第一項の認定を受けた日の属する年度(その年の四月一日からその年の翌年の三月三十一日まで(当該認定を受けた日が一月から三月までに属するときは、その年の前年の四月一日からその年の三月三十一日まで)の間をいう。以下この条において「認定年度」という。)以降の各年度(その年の四月一日からその年の翌年の三月三十一日までの間をいう。)ごとに三十万とする。ただし、法第三条の許可を受けた日が認定年度に属する認定小規模食鳥処理業者(法第十六条第二項に規定する認定小規模食鳥処理業者をいう。)にあっては、認定年度においては、二万五千に当該許可を受けた日の属する月から認定年度の三月までの月数(当該許可を受けた日の属する月が三月であるときは、一とする。)を乗じて得た数とする。

《食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則》

(確認の方法、確認基準及び食鳥検査の簡略化の方法)

第二十八條 食鳥処理衛生管理者による法第十五条第七項の厚生労働省令で定める基準に適合する旨の確認は、当該食鳥処理場において現に食鳥検査を行っている食鳥検査員(第四十九条に定める者をいう。以下同じ。)又は検査員(法第二十五条第二項に規定する厚生労働省令で定める要件を備える者をいう。以下同じ。)の監督を受け

て次の事項について視覚、触覚及び臭覚を用いて行うものとする。

- 一 脱羽後検査に係る確認にあつては、脱羽の後、一羽ごとに、食鳥とたいの体表の状況
- 二 内臓摘出後検査に係る確認にあつては、食鳥とたいの内臓を摘出した後、一羽ごとに、その内臓及び食鳥中抜とたいの体壁の内側面の状況
 - 2 法第十五条第七項の厚生労働省令で定める基準は、別表第七のとおりとする。
 - 3 法第十五条第七項の規定による脱羽後検査及び内臓摘出後検査の方法の簡略化は、一羽ごとの食鳥とたいの体表の状況についての望診及び触診の一部並びに一羽ごとの内臓及び食鳥中抜とたいの体壁の内側面の状況についての望診及び触診の一部を省略することにより行うものとする。

(確認規程の記載事項及び適合基準)

第二十九条 法第十六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第十六条第五項の確認の方法
- 二 法第十六条第五項の確認の手順(食鳥処理の方法及び手順との関連を含む。)
- 三 法第十六条第五項の確認の結果の記録及びその保存方法に関する事項
- 四 食鳥処理衛生管理者の関与の方法
 - 2 法第十六条第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
 - 一 法第十六条第五項の確認が、食鳥の生体の状況の確認にあつては別表第八に、食鳥とたいの体表の状況並びに食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況の確認にあつては別表第七に掲げる確認項目ごとにそれぞれ同表の基準に適合するか否かについて適切に行えること。
 - 二 法第十六条第五項の確認の方法及び手順が、当該食鳥処理業者の食鳥処理をしようとする食鳥の種類及び羽数並びに法第二条第五号に掲げる食鳥処理の形態並びに食鳥処理の方法その他の業態からみて適切であること。
 - 三 法第十六条第五項の確認の結果の記録及びその保存方法が、適切であること。
 - 四 法第十六条第五項の確認が、食鳥処理衛生管理者により適切に行われること。

(確認の方法及び異常の判定)

第三十条 法第十六条第五項の確認は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 食鳥の生体の状況の確認にあつては、視覚及び触覚を用いることにより適切に行う。
- 二 食鳥とたいの体表の状況並びに食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況の確認にあつては、一羽ごとに、視覚、触覚及び臭覚を用いることにより適切に行う。
 - 2 法第十六条第五項の厚生労働省令で定める基準は、それぞれ、食鳥の生体の状況の確認にあつては別表第八の、食鳥とたいの体表の状況並びに食鳥中抜とたいに係

る内臓及びその体壁の内側面の状況の確認にあつては別表第七のとおりとする。
別表第七（第二十八条、第二十九条、第三十条、第三十三条関係）

一 食鳥とたい

イ 次のような異常が認められないこと。

- (1) 皮膚又は筋肉が著しく暗色化しているもの
- (2) 皮膚又は筋肉が著しく蒼白なもの
- (3) 脱水症状を呈するもの
- (4) 腫瘍を有するもの
- (5) 著しく痩せているもの
- (6) 異常な腹部膨満を呈するもの
- (7) 皮膚に多数のか皮、創傷、膿瘍又は炎症を有するもの
- (8) 翼及び脚の骨が著しく腫大しているもの
- (9) 著しい異常臭又は全体に異常臭を有するもの

ロ 食鳥とたいの一部に次のような異常が認められないこと。

- (1) 皮膚の一部が青色、赤色又は緑青色を呈するもの
- (2) 皮膚又は筋肉の一部が水分過多を呈するもの
- (3) 皮膚の一部にか皮、創傷、膿瘍又は炎症を有するもの
- (4) 骨又は関節が腫大しているもの
- (5) 異常臭を有するもの

二 食鳥中抜とたい

次のような異常が認められないこと。

イ 体腔又は気嚢内に、膿汁の蓄積した半固形若しくは固形の黄色チーズ様物、腹水、
多量の血液又は異常臭を有するもの

ロ 腫瘍を有するもの

ハ 体壁内側面又は内臓しょう膜面に炎症を有し、又は肥厚しているもの

ニ 体壁内側面及び内臓又は内臓相互が過度に癒着しているもの

三 内臓

イ 肝臓

次のような異常が認められないこと。

- (1) ゼラチン状又はチーズ状の浸出物で覆われているもの
- (2) 表面が不規則な凹凸を呈するもの
- (3) 表面が網目模様を呈するもの
- (4) 緑色、青色、桃色等正常と異なる色彩を呈するもの
- (5) 著しく腫大しているもの
- (6) 著しく脆くなっているもの

- (7) 硬化しているもの
- (8) 血腫又は多数の出血斑を有するもの
- (9) 白色又は黄色の病巣を有するもの

(注) 正常な肝臓は均一の色（赤褐色）と硬さを有し、大きさ（体重比）はほぼ一定している。

ロ 脾臓

次のような異常が認められないこと。

- (1) 肥厚した被膜を有するもの
- (2) 白色又は黄色の病巣を有するか又は著しく腫大しているもの
- (3) 脆くなっているもの
- (4) 著しく萎縮しているもの

(注) 正常な脾臓は暗赤褐色で、ときに深赤色又は桃色のものもある。大きさは多様で比較的硬い。

ハ 心臓

次のような異常が認められないこと。

- (1) 心嚢の著しく肥厚しているもの
- (2) 心臓と心嚢が癒着しているもの
- (3) 心嚢水中に線維素又はチーズ様物を有するもの
- (4) 心嚢水が著しく増大しているもの
- (5) 心臓が著しく肥大又は拡張しているもの
- (6) 脂肪組織に点状出血を呈するもの
- (7) 白色ないし黄色の病巣を有するもの

(注) 正常な心臓は心嚢内にあり、その基部は脂肪に富んでおり、基部心冠部及び心尖部に脂肪組織を有する。

ニ 腎臓

次のような異常が認められないこと。

- (1) 著しく腫大しているもの
- (2) 大きな又は多数の嚢腫を有するもの
- (3) 白色の病巣を有するもの
- (4) 白色微細な沈着物が密集しているもの

(注) 正常な腎臓は深赤色で、放血の完全なものでは、桃色ないし黄土色を呈することもある。

ホ その他の臓器に異常が認められないこと。

別表第八（第二十九条、第三十条、第三十三条関係）

次のような異常が認められないこと。

- イ 瀕死の状態を呈するもの
- ロ 動作緩慢又は衰弱の外観を呈するもの
- ハ 痩せているもの
- ニ 眼又は鼻孔からの多量の排出物を有するもの
- ホ 肛門周囲の羽毛に多量の排泄物が付着しているもの